



JC クオリティマーク使用規程

日本チーズ品質認証制度（JCQM） | 表示・広報・禁止表現

一般社団法人日本チーズアートフロマージェ協会

文書区分	使用規程
対象	JCQM 登録完了通知を受けた対象チーズ
適用媒体	商品、包装、POP、EC、SNS、パンフレット、商談資料等

第1条 | 目的

本規程は、日本チーズ品質認証制度（JCQM）に登録された対象チーズについて、JC クオリティマークを適正に使用するための表示方法、使用可能範囲、禁止事項を定めるものである。

第2条 | 基本原則

JC クオリティマークは、全国チーズ鑑評会において国際鑑評基準に基づく評価を経た対象チーズについて、その品質到達を分かりやすく伝える表示である。

本マークは、対象チーズに限定して使用し、工房全体、企業全体、全商品、類似商品、後継商品に対する包括的な認証表示として使用してはならない。

第3条 | 使用できる媒体

- 対象チーズの商品ラベル、包装、外箱
- 対象チーズの店頭 POP、プライスカード、商品カード
- 対象チーズの EC ページ、商品紹介ページ
- 対象チーズに関する SNS 投稿、プレスリリース、展示会資料
- 商談資料、商品カタログ、地域 PR 資料

第4条 | 推奨表示

JC クオリティマークを使用する場合は、次の情報をあわせて表示することを推奨する。表示スペース等の都合により困難な場合は、JC クオリティマークのみの表示を妨げない。

- 登録対象チーズ名
- 登録年度または評価年度
- 登録番号
- 制度名：日本チーズ品質認証制度（JCQM）
- 表示名：JC クオリティマーク

第5条 | 推奨表示文

次の表示例を参考に表示することができる。

- JC クオリティマーク登録チーズ
- 全国チーズ鑑評会において 14 点以上の品質評価に到達した対象チーズです。
- 国際鑑評基準に基づく評価を経たチーズです。
- 本表示は、対象チーズの評価到達を社会へ分かりやすく伝えるための登録表示です。

第 6 条 | 禁止表現

次の表現またはこれに類する表現は使用してはならない。

- 日本一、国内最高、最高品質保証、完全保証
- 協会が味を保証、品質を永続保証、毎年品質保証
- 農林水産省認証、行政認証、国の認証、政府保証
- 全商品認証済み、工房全体認証、会社全体認証
- 受賞チーズ、金賞チーズ等、JCQM と AWARD・顕彰を混同させる表現
- 対象外商品、類似商品、後継商品への表示
- 登録前の使用、登録取消後の使用
- 消費者が現年度の再審査済みと誤認する表示

第 7 条 | マークデータの取扱い

- 事務局が提供した正式データを使用すること。
- 色、形状、比率、文字、余白、構成要素を変更しないこと。
- 可読性を損なう縮小、変形、重ね合わせを行わないこと。
- 第三者へ無断でデータを譲渡、貸与、配布しないこと。
- 登録対象外の販促物に流用しないこと。

第 8 条 | 表示確認

商品本体、包装、広告、EC ページ等で初めて使用する場合、事務局が必要に応じて事前確認をお願いする場合があります。登録者は、確認依頼があった場合、使用予定デザイン、掲載 URL、印刷見本等を提出するものとします。

第 9 条 | 受賞表示・顕彰表示との区別

AWARD 受賞表示は、単年度に審査された特定チーズの受賞実績を示す表示である。日本チーズ製造文化顕彰表示は、品質到達を基盤に、工房・職人性・地域性・継続性を含めた製造文化としての顕彰を示す表示である。JCQM は、これらと異なり、対象チーズの品質到達を登録表示する制度である。

第 10 条 | 違反時の対応

本規程に反する使用が確認された場合、事務局は必要に応じて修正要請、使用停止要請、登録取消、マークデータの回収、登録チーザー一覧からの削除を行うことができる。

第 11 条 | 規程の改定

本規程は、制度運用、表示実務、消費者保護、海外アワード規程等を踏まえ、必要に応じて改定する。

第 12 条 | 免責

本制度は対象チーズの品質到達を示す登録制度であり、商品の安全性、法令適合性その他一切を保証するものではない。

附則

本規程は 2026 年 8 月 1 日より施行する。

お問い合わせ

一般社団法人 日本チーザーアートフロマジェ協会

メール：info@cheeseart-fromager.jp